



かつの土地改良区だより

水土里ネットかつの 活動報告

令和4年8月24日(水) 毛馬内北部生き物調査



令和6年採択予定の毛馬内北部地区の事業の一環として、生き物調査が行われました。十和田地区の関係者が参加し、水路に住む生き物の採取を行い、自分の住んでいる土地の貴重な動植物について学びました。



令和4年6月9日(木) ゴミゼロ運動



2年ぶりに鹿角支部(鹿角市・小坂町)関係者で小雨が降る中、大湯腰廻頭首工付近のゴミ拾いを行いました。地元の管理のおかげもあり、ゴミは少なく綺麗な状態でした。水路に生活ゴミや、刈った草を流すと詰まりの原因になるので、水路は共有の財産という気持ちを持って、引き続き美しい環境を守っていきましょう！



令和4年10月発行
水土里ネットかつの
かつの土地改良区

《令和4年10月1日現在の状況》

〒018-5201

秋田県鹿角市花輪字荒田 4-1 鹿角市山村開発センター内

TEL0186-23-3762 FAX0186-23-8378

mail: midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp

ホームページ: midorinet-kaduno.org/index.html

組合員数: 2,235名 賦課面積: 1,829ha (田 1,799ha、畑 30ha)

令和4年度 臨時総代会開催

～総代会とは、かづの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～

去る、令和4年6月26日（日）午前9時30分より、鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて令和4年度臨時総代会が開催されました。

議案は、令和3年度事業報告、一般会計収支決算並びに令和4年度一般会計収支補正予算、令和4年度地区編入及び加入金、維持管理計画書の変更、定款の一部改正等を審議いたしました。

今回の議長は、間瀬川地区総代の安佐一氏が選任され議案審議に入り、提案13議案は原案どおり満場一致に合わせ書面議決により可決されました。

【出席者数】 総代53名中(定数60名中欠員7名)、31名出席、書面議決書18名(出席率92.4%)



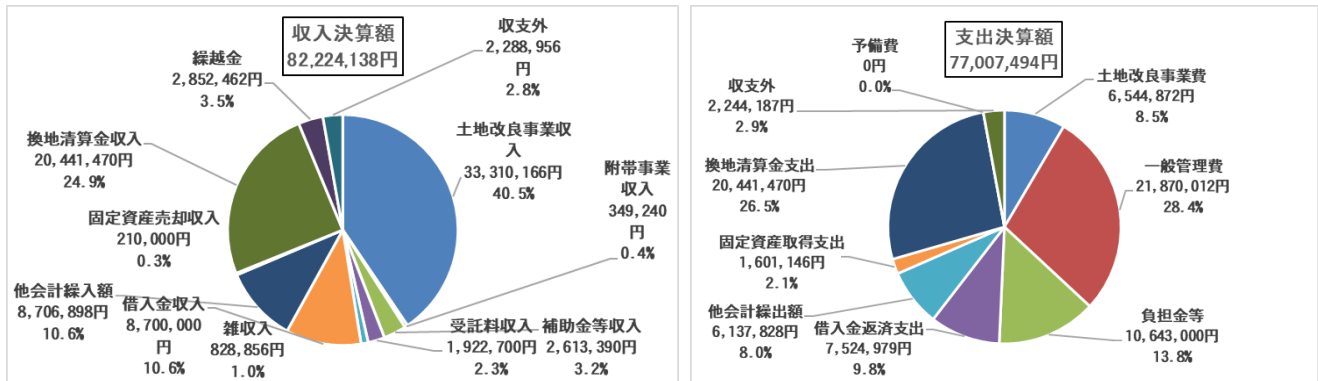
【主な議決事項】

○令和3年度一般会計決算及び財産目録の承認

事業については令和3年度一年間における活動について報告し承認されております。

令和3年度一般会計決算及び財産目録については下表のとおり承認されました。

【一般会計決算】



一般会計収入支出差引残金 5,216,644円 次年度へ繰越

【財産目録】

資 産		負 債	
1. 流動資産	6,499,128	1. 固定負債	192,642,639
現金及び預金	6,105,936	(日本政策金融公庫借入金)	
未収賦課金	393,192	花輪地区借入金	(16,788,000)
2. その他固定資産	35,041,707	高屋地区借入金	(12,652,000)
基本財産積立金	1,8342,318	末広地区借入金	(148,930,739)
特定資産	16,699,389	永田地区借入金	(1,427,500)
		大久保地区借入金	(162,600)
		腰廻地区借入金	(12,681,800)
合 計	41,540,835	合 計	192,642,639

※日本政策金融公庫借入金については、関係組合員負担分です。

○令和4年度一般会計補正予算の議決

収入の部 土地改良事業収入 220,000円増、附帯事業収入 133,000円増、補助金等収入 157,000円増、業務受託料収入 1,187,000円減、雑収入 212,994円減、特定資産取崩収入 185,000円減、繰越金 2,658,978円増、収入補正後予算額計 104,044,984円。

支出の部 土地改良事業費支出 15,000円減、附帯事業費支出 133,000円増、一般管理費支出 818,000円増、基本財産積立支出 220,000円増、予備費 427,984円増、支出補正後予算額計 104,044,984円。

以上、令和4年度一般会計補正予算は議決されました。

※令和4年度の収支予算については、令和4年7月発行の土地改良区だよりに掲載しております。

《令和4年度 賦課金徴収について》

賦課徴収の対象経費	賦課基準（10a 当たり）			(☆1)末広地区・(☆2)八幡平地区 維持管理賦課金 詳細						
土地改良区 の 運営に要する 経常費	事務費	地区内の田		賦課基準(10a 当たり)						
		地区内の畑		大湯川内 (事業地区内)	700 円					
		末広事業地区		大湯川内 (事業地区外)	1,000 円					
		一の渡事業地区		大湯川外 (事業地区内)	200 円					
	維持管理費	花輪地区	地区内の農地	(☆1)末広地区		大湯川外 (事業地区外)	500 円			
		十和田地区	//			土深井	1,000 円			
		瀬の沢地区	//			高井沢	400 円			
		間瀬川地区	//			瀬田石	200 円			
		(☆1)末広地区	//			(☆2)八幡平地区		長内下頭首工	300 円	
		(☆2)八幡平地区	//					長牛	150 円	
花輪地区と奥羽管内維持管理基金		245 円	中央地区					300 円		
借入償還金等	特別賦課金	花輪地区	県営ほ場整備事業					1,854～5,454 円	県営3区左岸	400 円
		高森地区						5,622 円	県営3区右岸	150 円
		末広地区						90 円以内	宮麓 小豆沢	100 円
		永田地区	地下かんがいシステム 導入支援事業	4,099 円	松館揚水機	5,000 円以内				
		大久保地区		5,220 円						
		一の渡地区 ※玉内のみ	ため池等整備事業 (河川対応)	6,040 円						
		腰田地区	ため池等整備事業 (河川対応)	1,470 円						
賦課期日	令和4年10月1日									
徴収期限	令和4年11月30日									
徴収方法	かつの農業協同組合と委託契約に基づく徴収 又は、本土地改良区において直接徴収。									
賦課基準日	令和4年4月1日現在の土地原簿の地積による。									

【 賦 課 金 と は 】

賦課金は、土地改良事業の受益地を耕作又は所有している方(組合員)に賦課するもので、**大切な農地・水・農業用水利施設を維持管理するために使われます。**

詳しくは、かつの土地改良区ホームページ又は改良区だより7月号をご覧ください。

令和5年4月から、段階的に施行されます。

【 賦課金口座振替 について 】

農協口座をお持ちの組合員の方は、『**口座振替依頼書**』を提出して頂きますと、継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。

ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。
かつの土地改良区 TEL0186-23-3762

所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。

所有者不明土地等の「発生予防」と「利用の円滑化」の両面から民事基本法制の総合的な見直しが行われています。令和6年4月1日から、今までは任意であった相続登記申請が、義務化されます。相続人は、所有権を取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をする必要があり、**正当な理由なしに違反すると、10万円以下の過料の適用対象となります。**

その他、相続人が国庫へ土地を帰属させることができる制度『**相続土地国庫帰属制度**』※様々な要件有や、『**土地・建物に特化した財産管理制度**』など様々な制度の見直しが行われています。

詳しくは法務局へお問い合わせ下さい。

～ 土地改良区への届出、忘れていませんか？ ～



耕作地の移動、組合員資格の変更には届出をお願いします。

農業委員会や市町村、法務局等で手続きを行っても、組合員の皆様から改良区への届出がなければ、改良区の台帳は変更が行われません。(土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務)

届け出がない場合、変更前の状態で賦課されることとなりますので、右記のような変更があった場合は、必ず改良区への届け出をお願い致します。

詳しくは、改良区へお問合せ下さい。

TEL 23-3762

1. 組合資格の変更

- ①生前一括贈与する場合
- ②農業者年金(経営移譲による)を受給する場合
- ③組合員が死亡した場合
- ④売買・貸借権・利用権等で資格が移った場合

2. 賦課金の口座振替

口座番号を変更、解約した場合

3. 農地転用、地区除外

- ①農地を宅地・店舗・駐車場等にする場合
- ②農地を地目変更(田を畑に変えるなど)する場合

4. 施設等の他目的使用

- ①事業所排水・し尿処理排水を行う場合
- ②農道占用を行う場合

注意！ 滞納賦課金は新組合員に継承されます。

改良区地区内の農地を売買するときや、組合員の資格を交代する場合に、その土地に滞納賦課金があると、新しく土地を取得した方に滞納賦課金の支払い義務が生じることになります。(土地改良法第42条第1項 権利義務の承継及び決済)後でトラブルが生じないように、当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権移転するようにお願いします。

予告



令和5年5月総代選挙・令和5年7月役員選挙 実施されます。(任期4年)

選挙日までに各地区にて、推薦する方や選挙に向けての意思決定をお願い致します。

令和5年の選挙では女性役員を1人以上登用することが求められています。

未来ある故郷、農地を守るため、共に考え行動していく皆様の力がが必要です。

総代選挙

選挙区	定数
第1選挙区(花輪地区)	9人
第2選挙区(瀬ノ沢地区)	6人
第3選挙区(間瀬川地区)	5人
第4選挙区(八幡平地区)	19人
第5選挙区(十和田地区)	6人
第6選挙区(十和田末広地区)	5人
合計	50人

役員選挙

被選挙区	定数	
	理事数	監事数
第1被選挙区(花輪地区)	3人	2人 +組合員外 から1人
第2被選挙区(瀬ノ沢地区)	3人	
第3被選挙区(間瀬川地区)	2人	
第4被選挙区(十和田末広地区)	2人	
第5被選挙区(十和田地区)	3人	
第6被選挙区(八幡平地区)	7人	

安全確認と予防対策で農機による死亡事故を防ぎましょう！

農林水産省の最新の調査データによると、農作業中の死亡事故は一般交通事故の約5倍、建設業の約2倍にも及びます！

事故対策
3つのポイント

1. 確実な運転操作とブレーキ連結の確認
2. シートベルト・ヘルメットの着用
3. ランプ類や低速車マーク等の取り付け

